パソコン・携帯電話から、

24時間いつ

わせてください。

でも相談可能です。

※相談は「東京都ひきこもりサポート

ネット」のウェブページ内の会員専用

ずは相談してください。

メール相談

付けています。一人で悩まないで、 らの相談を電話またはEメールで受け ひきこもりに悩む本人や家族、友人か

ま

訪問相談

市長とトーク(タウンミーティング)~あなたのアイデアを市政に~

日 が見つかる可能性があります 市民の皆さんの提案を伺います。 身近な話から、まちづくりのヒント 暮らしや市政などについて、 1月31日水午後7時~9 市 時 長が

対 会 場 福祉センター

申込み・問合せ 事前に、 接広報広聴課市民相談係の40へ(土・ 日曜日を除く午前8時30分~午後5時) 市内在住・在勤の方 電話または直

※予約の枠に空きのある場合は、

当日

会場でも受け付けます。当日の受付

※申込状況により、 を優先する場合があります けは午後8時20分までです。 初めて参加する方

※1人ずつ市長と話していただきます (1人15分程度)

※団体を代表してではなく、 て参加してください 個人とし

※提案の内容によっては、 る場合があります。 後日 回 **答す**

※秘密は固く守ります。 してください。 安心して参 加

自立相談支援事業

生活自立相談窓口のご案内

解決に向けた相談支援を行います。 いて話を伺い、関係機関と連携し、 仕事や生活に関する困りごとにつ

家計相談支援事業

め、早期に生活の再生につながるよ 相談者自身が家計を管理する力を高 う支援していきます。

子どもの学習支援事業

習支援を行い、 象に、市内施設において、 考える手伝いをします。 経済的に困難な世帯の中学生を対 勉強の仕方や進路を 週1回学

共通事項

ります。まず、児童青少年課へ問

訪問相談については、

相談窓口 受付時間 後1時~5時(土·日曜日、 年末年始を除く) 午前8時30分~正午、 市役所1階社会福祉 祝日、 午

があるうちに仕事や生活について 関係が苦手で将来が不安…、貯金 相談しておきたい… なかなか再就職できない…、 や滞納も心配、ブランクがあって 家計管理がうまくいかない

住居確保給付金

給には要件があります)。 対象とした家賃相当額の給付(有期) と就職に向けた支援を行います(受 離職により困窮状態になった方を

緒に家計の状況を明らかにし、

東京都ひきこもりサポートネットで相談を受け付けています

東京都ひきこもりサポートネットは、

T

03 - 5978 - 2043

※メール相談および電話相談は、

ニッ

クネームでの相談も可能です。

対象要件があ い合

※詳しくは「東京都ひきこもりサポート ※相談は、すべて無料ですが、 電話代などは相談者の負担となります。 ネット」ウェブサイトをご覧ください。 年課603-5388-2257 /東京都青少年・治安対策本部青少 児童青少年課児童青少年係例 通信費や 問合せ

社会福祉課庶務係例107

を除きます。

から午後5時までです。

ただし、

祝日

電話相談

のページで行います。

受付時間は、

月~金曜日の午前10時

問合せ

ひとりで悩まず相談してください。 いよいよ困った…となる前に!



ご意見をお寄せください!

意見公募手続

共通事項

募集期間 後5時(必着) 1月16日火~2月15日木 (午

意見を出せる方 市内在住・在勤・在 学の方、市内に事業所などを有する 方および施策などに利害関係を有す

提出方法 必要事項を記入し、郵送 先へ (様式は問いません) ファクス・Eメールまたは直接提出

※電話での受付けはできません。

※必要事項は、各閲覧場所・市公式サ ※持参の場合は、土・日曜日、祝日を 除く午前8時30分~午後5時です。 イトで確認するか、問い合わせてく

閲覧場所 図書館(休館日を除く) 各提出先(土・日曜日、祝日を除く) 階市政情報コーナー (祝日を除く) 1月16日火から、市役所1

※計画(案)の内容は、各閲覧場所の けます。 ほか、市公式サイトでもご覧いただ

注意事項

○住所・氏名などの必要事項が記入さ ができません。 れていない場合は、受け付けること

> ○案件に対する賛否を問うものではあ りません。

○意見に対する個別の回答は、できま せん。

○受け付けた意見については、個人情 て市公式サイトなどで公表します。 報を除いた上で、市の考え方を付し

|第五次羽村市地域福祉計画(案)

を目的として策定するものです。 に基づき、市における地域福祉の推進 地域福祉計画は、社会福祉法の規定

関係機関の代表者、市民公募委員など に重点を置く「第五次羽村市地域福祉 募集します。 まとめましたので、皆さんのご意見を で構成する「羽村市地域福祉計画審議 計画」を策定するため、知識経験者や る理念や目標を掲げ、 会」を設置し、審議を重ねてきました。 |第五次羽村市地域福祉計画(案)」を このたび、審議会からの答申を受け 福祉や関連する分野の計画に共通す 地域福祉の推進

提出先・問合せ、社会福祉課庶務係の 計画期間 平成30年度~平成35年度 ⊠s301000@city.hamura.tokyo.jp 不要) M554-2921 11〒205-8601 (所在地記載

■羽村市障害者計画、 福祉計画 (案) 害福祉計画及び第1期羽村市障害児

第5期羽村市障

に基づく「第4期羽村市障害福祉計画」 村市障害者計画」と障害者総合支援法 を策定し、障害者施策を推進してきま 市では、 障害者基本法に基づく「羽

きました。 画等審議会」を設置し、審議を重ねて 委員などで構成する「羽村市障害者計 に関する関係機関の代表者や市民公募 害福祉計画及び第1期羽村市障害児福 策定が新たに義務付けられたことから 末をもって終了することおよび児童福 祉計画」を策定するため、障害者福祉 祉法の改正により、障害児福祉計画 「羽村市障害者計画、 この両計画の計画期間が平成29年度 第5期羽村市障

計画期間 平成30年度~平成32年度 さんのご意見を募集します。 祉計画(案)」をまとめましたので、皆 提出先・問合せ 障害福祉課障害福祉 害福祉計画及び第1期羽村市障害児福 「羽村市障害者計画、第5期羽村市障 このたび、審議会からの答申を受け 係四17〒205−8601 (所在地 記載不要)M554-2921

> ⊠s304200@city.hamura.tokyo.jp 在地記載不要)M554-2921

⊠s301100@city. hamura. tokyo. jp

羽村市高齢者福祉計画及び第7期介 護保険事業計画(案

するものです。 2つの計画を一体的な計画として策定 福祉計画」と「介護保険事業計画」の の規定に基づき、市における「高齢者 事業計画は、老人福祉法と介護保険法 羽村市高齢者福祉計画及び介護保険

野の計画に共通する理念や目標を掲げ、 知識経験者や関係機関の代表者、市民 それぞれの分野に重点を置く計画とし 提出先・問合せ 計画期間 平成30年度~平成32年度 ので、皆さんのご意見を募集します。 護保険事業計画(案)」をまとめました 会」を設置し、審議を重ねてきました。 者福祉計画及び介護保険事業計画審議 公募委員などで構成する「羽村市高齢 介護保険事業計画」を策定するため、 て「羽村市高齢者福祉計画及び第7期 羽村市高齢者福祉計画及び第7期介 このたび、審議会からの答申を受け 高齢者福祉や介護保険に関連する分 福祉係例75〒205-8601 (所 高齢福祉介護課高齢